

## 株式会社ポラリスエクスポート ドローンスクール受講規約

本受講規約(以下「本規約」という)は、株式会社ポラリスエクスポートが運営するドローンスクール(以下「当社」という)の受講者(以下「受講者」という)が、当社のカリキュラム(以下「本カリキュラム」という)を受講するにあたって遵守すべき事項を定めたものです。

### 第1条(適用範囲)

当社への受講を希望する方(以下「受講希望者」という)は、本規約に同意の上、受講申込を行うものとします。

### 第2条(受講申込)

1. 受講希望者は、当社所定の申込方法(スクールウェブサイトの申込フォームへの入力)により必要事項を記入し、送信した後、申込内容の確認および受講料の入金が確認できた時点で、本カリキュラムに関する受講契約が成立するものとします。
2. 申込内容に虚偽等があった場合、または受講者として不適格である事項等が発見された場合、当社は受講者に理由を開示することなく受講契約を解除することができるものとします。
3. 以下に該当する方は、当社への申込みができません。
  - (1) 16歳未満の方
  - (2) 日本語での講習を理解できない方
  - (3) 本規約に同意いただけない方
4. 国土交通省が実施する無人航空機操縦士試験、および当社が実施する実地修了審査の合格を保証するものではありません。受講者の習熟度により、追加講習または再実地修了審査が必要となる場合があります。
5. 無人航空機操縦士講習を受講される方は、講習修了後、実地修了審査の受験資格が認められた場合に実地修了審査を受けることができます。
6. 審査の実施および合否判定は、航空法第132条の47第2項に基づき厳正に行います。受講者は、当社が行った合否判定に異議を申し立てることはできません。ただし、当社による合否判定が客観的な証拠に基づき明らかに不適切である場合を除きます。
7. 当社は、審査に不合格となった受講者に対し、追加講習または再実地修了審査の受験を認めるものとします。
8. 受講者が追加講習または再実地修了審査を受講する場合、当社が別途定める追加講習料または再審査料を支払うものとします。
9. 無人航空機操縦士講習の学科講習を修了し、実地修了審査に合格された方には、国土交通省が実施する無人航空機操縦士試験の実地試験免除となる、「無人航空機講習修了

証明証」を授与いたします。

10. 無人航空機操縦士講習の受験開始から 1 年以内に修了審査に合格されなかった場合、以後の再審査は受けることができないものとします。受講開始日を起点とし、365 日後を修了審査の再審査の最終日とします。それ以後の修了審査の再審査は一切認められません。

### 第 3 条(受講者情報の提供および変更)

1. 申込みに際し、受講者は、本人の氏名、所属団体名、部署名または個人事業主の場合はその旨、住所、連絡先電話番号、メールアドレス等、当社が必要とする情報を提供するものとする。提供を正当な理由なく拒む場合は受講をキャンセルさせていただくことがございます。
2. 当社は、契約成立後、受講者に対し、本人確認のために必要な書類の提示を求める権利を有します。
3. 受講者は、前項で提供した情報に変更が生じた場合、速やかに当社に対して変更の手続きを行う義務を負います。
4. 受講者が前二項に定める情報提供に虚偽があった場合、情報提供の遅延、または変更の届出を怠ったことにより生じる受講者の不利益について、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第 4 条(カリキュラム)

1. 本カリキュラムは、当社によって運営されます。
2. 本カリキュラムは予告なく変更する場合があります。

### 第 5 条(受講料・諸費用)

1. 受講料は、当社の WEB サイトに記載されている金額に基づくものとします。
2. 受講に際して必要となる交通費、宿泊費等の諸経費は、受講者の自己負担とします。
3. 講習期間中、天候不良等のやむを得ない事情により、受講日程を変更する場合があります。
4. 本カリキュラムの受講料には、補習講習等の追加講義費用は含まれておりません。
5. 本カリキュラムの受講終了後の免許取得に係る一切の費用は受講料には含まれておりません。各申請機関へ直接お支払ください。

### 第 7 条(受講料のお支払い・お申込み撤回)

1. 受講を希望される方は、前条に定める受講料を、当社が指定する期日までに、指定口座へお振込みください。
2. 指定期日までに受講料のお支払いがない場合、お申込みは撤回されたものとみなし、

キャンセル扱いとさせていただきます。

3. 本規約に定める受講料の支払いに関わる手数料は、原則として受講者の負担とします。

#### 第8条(返金)

受講者が受講申込み後にキャンセルする場合の取扱いは、以下の通りとします。

1. 開催日7日以前のキャンセルの場合は講習料金の50%を返金いたします。返金の振込手数料につきましては受講者負担とさせていただきます。
2. 開催日6日前以後のキャンセルは一切返金致しません。

#### 第9条(受講日の変更等)

1. 当社では、ドローンを用いた屋外での実技講習を行う場合、気象条件によっては予定していた日程や場所を変更せざるを得ない場合がございます。そのような事態が生じた際には、受講予定日の前日の17時までを目処に、当社から受講者の皆様へご連絡を差し上げます。
2. 当社では講師がやむを得ない事情により、講習が行えない場合、原則としてコースによって受講日の変更させていただきます。但し、代行講師にて講習を行う場合もございますので、予めご了承ください。変更後の日程につきましては後日連絡をさせていただきます。
3. 受講者の都合による日程変更は、講習の前日までに連絡をいただいた場合は一回限り振替可能となります。原則としてやむを得ない場合を除き当日のご連絡の場合は振替出来かねます。
4. 講習開始時刻より15分以上の遅刻は一切認められません。15分以上経過した場合はキャンセル扱いとし、原則として受講料の返金はいたしません。後日再受講する場合は、再受講料金が発生します。
5. 当社都合の講習時間の延長における追加の支払いは発生いたしません。それに伴う受講者の損失、損害等については当社は負担いたしません。

#### 第10条(知的財産権)

1. 本規約に基づく受講者の申込みにより当社が提供する教材その他一切の著作物等の知的財産権は、当社に帰属するものとします。
2. 受講者は講義中の録音、録画を禁じます。なお、当社において、カメラ、ビデオ撮影等を行う場合があります。ウェブサイト、SNS等での公開を希望されない受講者は事前にお申し付けください。
3. 受講者は、本カリキュラム受講の目的に限り、当社が提供する著作物を使用することができます。
4. 前項にかかわらず、当社の許可なく、使用、複製、転写又は頒布、他人への譲渡・貸

与、SNS 等におけるアップロード・無断転載、また施設内及び講習中における講師の許可のない写真撮影、録音、録画、キャプチャ等を禁じます。

#### 第 11 条(事故発生時の義務)

1. 受講者は、事故が発生した時は速やかに当社に報告し、事故に係る手続きに協力してください。
2. 事故発生時、受講者は使用できる保険がある場合は、必ず当社へ申告してください。

#### 第 12 条(解除)

1. 当社は、以下に定める事由が生じた場合、予告なく本規約に基づく受講契約を即時解除することができるものとします。
  - (1) 法令又は公序良俗に反する行為を行う恐れがある場合
  - (2) 受講者が、反社会的勢力等に該当することが判明した場合、又は、反社会的勢力等でないことの調査に協力せず、必要な資料等を提出しない場合
  - (3) 受講者が、当社のインストラクターや他の受講生に迷惑をかけ、スクールの運営に支障をきたす恐れがあると当社が判断した場合
  - (4) 受講者が、自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為等を行った場合
  - (5) 受講者が当社に提出・送信した情報に、虚偽又は重大な遺漏があることが判明した場合、又は、受講者による当社に対する重大な過失又は背信行為があった場合
  - (6) 当社が、1 カ月以上受講者と連絡が取れない場合
  - (7) 本規約に違反した場合
  - (8) その他当社が受講契約の解除をやむを得ないと判断した場合
2. 前項の場合による受講契約の終了により、受講者又はその関係者に損害が生じたとしても、当社は一切の損害賠償責任を負わないものとします。

#### 第 13 条(免責)

当社は、以下の各号のいずれかに該当することにより受講者が被った損害について、第 8 条に定める返金を除き、休業補償、損害賠償、見舞金等の一切の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、戦乱、暴動内乱、運送機関又は通信回線の事故等によるサービスの中止・遅延、官公署の命令等により、スクールの実施が全部又は一部不可能な場合
- (2) 受講者が自己の健康上の理由等によりスクールの受講に適さないと認められる場合
- (3) 受講者が他の受講者に迷惑を及ぼす等スクールの円滑な実施が困難と推測される場合、又は、受講者が受講契約及び本規約に関し合理的な範囲を超える負担を当社に求めた場合

- (4) その他当社の責によらない事由によりスクールの実施が不可能である場合
- (5) 最少実施人数に満たなかったことによる講習等の中止
- (6) 受講者の都合による中途解約
- (7) 受講者自身の故意又は過失に起因する事故
- (8) 受講期間中に発生した盗難、いたづら、傷病
- (9) 当社が加入する損害保険の補償限度額を超えて発生した受講中の事故
- (10) 休憩中に発生した事故、食中毒、疾病、盗難
- (11) 当社の指示に従わない他の受講者の行為により生じた事故
- (12) その他、当社の責に帰すべき事由によらずに生じた損害
- (13) また 当社は、スクール受講後に行われる試験に合格できないことにより発生した受講者の損害

#### 第 14 条(権利義務の譲渡禁止)

当社及び受講者は、本規約に基づく受講契約上の地位その他受講契約上の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡することはできません。ただし、当事者双方による事前の書面による承諾がある場合は、この限りではありません。

#### 第 15 条(損害賠償)

1. 当社及び受講者は、自らの責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、社会通念上相当な範囲で、相手方に対して損害賠償責任を負うものとします。
2. 受講者間でのトラブルについて当社は関与せず、責任を負わないものとします。

#### 第 16 条(適用法令)

本規約に関して適用される法令は、全て日本国の法令とします。

#### 第 17 条(紛争解決)

本カリキュラムの提供に関して、当社と受講者の間で紛争が発生した場合、当社は誠意をもって問題解決に努めるものとします。ただし、協議によっても解決に至らない場合は、当社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 18 条(規約の改定)

当社は、受講者の同意なしに、本規約およびカリキュラム提供時の諸規則を変更することができるものとします。

#### 第 19 条(契約終了後の効力)

1. 本規約に基づく受講契約が理由の如何を問わず終了した場合でも、本規定は、引き続

き効力を有するものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、基本カリキュラム受講契約と補習講習等受講契約のいずれか一方が終了した場合であっても、他方の契約が存続する限り、当該契約の義務は完了するまで効力を有するものとします。

#### 第 20 条(お問い合わせ窓口)

本カリキュラムに関するお問い合わせは、当社の運営事務局までお願いいたします。

名古屋市中区大須 4-14-26 ジツダビル 2F

株式会社ポラリスエクスポート 担当：小川

電話番号：052-243-2805 e-mail：event@polaris-export.com

2024 年 5 月 14 日制定

2024 年 9 月 18 日改訂

2024 年 12 月 18 日改訂